

農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱

制定23食産第4051号
平成24年4月20日
農林水産事務次官依命通知

改正	平成25年	2月26日	24食産第5346号
改正	平成25年	5月16日	25食産第363号
改正	平成26年	2月6日	25食産第4145号
改正	平成26年	4月1日	25食産第4493号
改正	平成27年	2月3日	26食産第3802号
改正	平成27年	4月9日	26食産第4355号
改正	平成28年	1月20日	27食産第4378号
改正	平成28年	4月1日	27食産第5497号
改正	平成28年	10月11日	28食産第2905号
改正	平成29年	3月31日	28食産第5504号
改正	平成30年	3月29日	29食産第5457号
改正	平成31年	3月29日	30食産第5164号
改正	令和2年	3月31日	元食産第5791号

(通則)

第1 農林水産大臣は、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、事業実施主体（実施要綱第3に規定する事業実施主体をいう。以下同じ。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助率及び流用の禁止)

第2 第1に規定する事業の経費及びこれに対する補助率は、別表1の経費の欄及び補助率の欄に掲げるところによるものとし、同表の区分の欄に掲げる事業に係る補助金は相互流用してはならないものとする。

(申請手続)

第3 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとする。

2 前項の申請書は、別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に正副2部を提出するものとする。

3 事業実施主体は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金

額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第4 規則第2条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、毎年度交付決定者が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第5 交付決定者は、第3の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6 事業実施主体は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

第7 事業実施主体(地方公共団体以外の事業実施主体に限る。2及び3において同じ。)は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、交付決定者に届け出なければならない。

2 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争若しくは指名競争による入札又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第8 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 交付決定者は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第9 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第10 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払請求)

第11 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただ

し書に基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

（状況報告）

第12 事業実施主体は、補助事業の交付決定に係る年度の各四半期（各補助事業ごとに別に定める要領において当該補助事業の目的及び内容に応じ報告の期日を定めた場合にあっては、当該期日。以下同じ。）の末日現在（第4・四半期を除く。）において別記様式第5号により補助金遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

（実績報告）

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、事業実施主体は、補助事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

2 第3第3項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3第3項ただし書の規定に該当した事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3第3項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14 交付決定者は、第13第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

2 交付決定者は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第15 交付決定者は、第8第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合

- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定者は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第16 事業実施主体は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第17 取得財産等のうち令第13条第4号の農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認については、第16第2項の規定を準用する。

(補助金の経理)

- 第18 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金調書)

- 第19 事業実施主体（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による当該補助金調書を作成しておかななければならない。

(交付決定額の下限)

- 第20 交付決定額の下限は、3,500万円とする。
- ただし、交付先の選定を公募により行うとき及び交付決定者が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(間接補助事業を行う場合の読み替え等)

- 第21 間接補助事業を行う場合、第1において「事業実施主体（実施要綱第3に規定する事業実施主体をいう。以下同じ。）」とあるのは「事業実施主体に対し補助を行う者（以下「補助事業者」という。）」と、第2から第14まで（第3第2項を除く。）及び第16から第20までにおいて「事業実施主体」とあるのは「補助事業者」と、第15において「事

- 業実施主体」とあるのは「事業実施主体又は補助事業者」と読み替えるものとする。
- 2 間接補助事業を行う場合、事業実施主体に対し補助を行う者は、事業実施主体に補助金を交付するときは、第6から第20までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成24年4月20日から施行する。
- 2 農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21総合第2075号。）は、廃止する。
- 3 2の規定による廃止前の農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱により平成23年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この交付要綱は、平成25年2月26日から施行する。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この交付要綱は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成28年1月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成28年10月11日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表 1 (第 2、第 9 関係)

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分 の 変 更	事業の内容 の 変 更
I 農山漁村 6 次産業 化対策事 業			補助事業に 要する経費の 30%を超える 増減	
1 6 次産業 化の推進				
(1) 6 次産業 化中央サ ポート事 業	事業実施主体が実施要綱に基づいて 実施する事業に要する次の経費	定 額	経費の欄に 掲げる 1 及び 2 の経費の相 互間における それぞれの経 費の増減	
	1 6 次産業化中央サポートセンター 事業費 (1) 中央支援検証委員会開催費 (2) 6 次産業化人材活動支援バンク 設置・運営費 (3) 6 次産業化サポート活動支援費		経費の欄に 掲げる (1) から (3) ま での経費の相 互間における それぞれの経 費の30%を超 える増減	
	2 外食・中食等における国産食材活 用促進事業費 (1) 地場産食材に係る取組 (2) ジビエに係る取組		経費の欄に 掲げる (1) 及び (2) の 経費の相互間 における経費 の30%を超 える増減	
(2) 持続可能 な循環資 源活用総 合対策事 業	事業実施主体が実施要綱に基づいて 実施する事業に要する次の経費		経費の欄に 掲げる 1 及び 2 の経費の相 互間における 経費の増減	
	1 循環資源活用対策事業費		経費の欄に 掲げる (1) から (3) ま での経費の相 互間における 経費の増減	
	(1) 地域資源活用展開支援事業費	定 額	経費の欄に	事業の内容

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の 変 更	事業の内容の 変 更
	ア 計画策定支援費 イ 相談窓口の設置費 ウ 全国的な推進・情報提供支援費 (ア) 地域循環資源の活用に関する情報発信費 (イ) バイオマス産業都市推進協議会の体制整備等に係る経費 ① 推進協議会の運営費 ② 構想づくり支援費 ③ シンポジウムの開催等に 係る経費 (2) 営農型太陽光発電システムフル活用事業費 ア 検討会開催費 イ 自家利用実証事業費 (ア) 農業機械費及び電気関連設備費 (イ) その他実証事業に係る経費 ウ 報告書作成費 (3) 事業系食品廃棄物エネルギー利用対策調査事業費 ア エネルギー利用適性調査費 イ 実現可能性調査費 ウ 事業計画策定費 エ 試験投入調査費 オ 報告書作成費		掲げるアからウまでの経費の相互間における経費の増減 経費の欄に掲げる(ア)及び(イ)の経費の相互間における経費の増減 1 補助率が異なる経費の相互間における経費の増減 2 補助率が同一である経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減 経費の欄に掲げるアからオまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	の追加又は削除 事業の内容の追加又は削除 事業の内容の追加又は削除
2	食品ロス削減等推進事業費	定 額	経費の欄に掲げる(1)から(4)までの経費の相互間における経費の増減	事業の内容の追加又は削除

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の 変 更	事業の内容の 変 更
	(1) 納品期限の見直し事業費 ア 検討会開催費 イ 調査研究費 ウ 報告書作成費 (2) 適正発注の推進事業費 ア 検討会開催費 イ 調査研究費 ウ 報告書作成費 (3) 優良者表彰の開催事業費 ア 審査委員会等開催費 イ 表彰式開催費 (4) フードバンク活動マッチング支援事業費 ア 検討会開催費 イ マッチングシステム構築費 ウ 実証・調査費 エ 報告書作成費		経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減 経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減 経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減 経費の欄に掲げるアからエまでの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
(3) 農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて実施する事業に要する次の経費 1 食品産業プラスチック資源循環対策事業費 2 漁業における海洋プラスチックごみ問題対策事業費 漁業系海洋プラスチックごみ削減対策費	定 額	経費の欄に掲げる1から3までの経費の相互間における経費の増減	事業の内容の追加又は削除

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分 の 変 更	事業の内容 の 変 更
2 流通・加工構造の改革	3 農畜産業プラスチック対策強化事業費 (1) 施設園芸における廃プラスチック対策推進事業費 (2) 生分解性マルチ導入推進事業費 (3) 畜産廃プラスチック削減対策推進事業費		経費の欄に掲げる(1)から(3)までの経費の相互間における経費の増減	
	(1) 食品等流通合理化促進事業			
	i 農産物等物流業務効率化モデル形成事業			
	青果物流通技術実証等の取組事業			
	事業実施主体が実施要綱に基づいて実施する事業に要する次の経費		1 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減	
	1 協議会開催費	定 額		
	2 調査・分析費	定 額		
	3 導入実証費	定 額		
	4 導入実証費のうち輸送専用コンテナの購入費	1/2以内	2 経費の欄に掲げる1から3までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	
	ii 輸出拠点・流通新技術導入モデル形成事業			
	事業実施主体が実施要綱に基づいて実施する事業に要する次の経費		経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における経費の増減	
	1 調査・実証事業費	定 額	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間	
	(1) 検討会費			
	(2) 調査・実証費			

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分 の 変 更	事業の内容 の 変 更
	2 設備・機器リース導入事業費	1/2以内	におけるそれぞれの経費の30%を超える増減	導入設備の変更（能力に関する変更を含む。）
(2) 食品の品質・安全管理サポート事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて実施する事業に要する次の経費 1 HACCP課題解決モデル実証事業費 (1) 課題解決実証費 (2) 手引書解説書作成費 (3) 学習教材作成費 2 HACCPに沿った衛生管理による品質・安全管理向上のための人材育成事業費 (1) 検討会等開催費 (2) 研修会開催費	定 額	経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における経費の30%を超える増減	
(3) 食品産業イノベーション推進事業	事業実施主体が実施要綱に基づいて公募・選定したモデル実証事業実施主体に対して補助する場合における当該補助に要する1の(1)から(3)までの経費、事業実施主体が実施要綱に基づいて実施する事業に要する1の(4)及び2の経費 1 モデル実証事業費 (1) 革新的技術活用実証事業費 (2) 業種別業務最適化実証事業費 (3) コンソーシアム共同実証事業費 (4) 審査委員会及び評価委員会の開催並びにモデル実証事業の運営・管理費 2 研修会等の開催費	定 額 1/2以内 定 額 1/2以内 定 額 定 額	経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における経費の増減 経費の欄に掲げる1の(1)から(3)までの経費と1の(4)の経費の相互間における経費の増減	
II 農山漁村6次産業化対策地				

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分 の 変 更	事業の内容 の 変 更
方公共団 体事業 1 6次産業 化の推進 (1) 6次産業 化都道府 県サポー ト事業	都道府県が実施要綱に基づいて実施 する事業に要する次の経費 関係機関との連携を確保したサポー ト機関事業費 (1) 地域支援検証委員会開催費 (2) サポート活動費 (3) 事業推進費 (4) 支援後の経営改善状況調査費 (5) 管理運営費	定 額	経費の欄に 掲げる(1) から(5)ま での経費の相 互間における それぞれの経 費の30%を超 える増減	

別表 2 (第 3 関係)

農山漁村 6 次産業化対策事業に係る交付決定者

事業実施主体の区分		交付決定者
I 農山漁村 6 次産業化対策事業		
6 次産業化中央サポート事業の事業実施主体		農林水産大臣
持続可能な循環資源活用総合対策事業の事業実施主体		農林水産大臣
農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業の事業実施主体		農林水産大臣
食品等流通合理化促進事業のうち農産物等物流業務効率化モデル形成事業のうち青果物流通技術実証等の取組事業の事業実施主体		
北海道に所在する事業実施主体		農林水産大臣
沖縄県に所在する事業実施主体		内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体		地方農政局長
食品等流通合理化促進事業のうち輸出拠点・流通新技術導入モデル形成事業の事業実施主体		農林水産大臣
食品の品質・安全管理サポート事業の事業実施主体		農林水産大臣
食品産業イノベーション推進事業の事業実施主体		農林水産大臣
II 農山漁村 6 次産業化対策地方公共団体事業		
6 次産業化都道府県サポート事業の事業実施主体		
地方農政局の管轄区域内（注）に所在する都府県		地方農政局長
北海道		北海道農政事務局長
沖縄県		内閣府沖縄総合事務局長

（注）地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第91条に定める管轄区域である。

別記様式第1号（第3関係）

令和〇〇年度農山漁村6次産業化対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

別表2の左欄に掲げる事業実施主体
の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に
掲げる者

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

印

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農山漁村6次産業化対策事業
補助金交付要綱第3の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。

記

（注） 事業実施計画書の内容に変更がない場合には、次のⅠ及びⅡの記載は、省略するものと
する。

Ⅰ 事業の目的

Ⅱ 事業の内容及び計画

（注） 事業の目的及び事業の内容については、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱第5に基づ
き承認された事業実施計画のうち、個別事業関係の計画を添付すること。

III 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費 (A) + (B)	負担区分		備 考
		国 庫 補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇事業	円	円	円	
※農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱の別表1の区分の欄に掲げる区分及び経費の欄に掲げる事業とその経費を記載する。				
合 計				

- (注) 1 区分の欄には、補助事業者ごとに必要な事業を記載すること。
2 備考欄には、事業実施主体ごとに、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
3 別表１のⅡ 農山漁村６次産業化対策地方公共団体事業の６次産業化都道府県サポート事業にあっては、負担区分欄の「その他」を「都道府県費」とすること。

IV 収支予算

1 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
〇〇〇事業費 ※農山漁村6次産業 化対策事業補助金交 付要綱の別表1の区 分の欄に掲げる区分 及び経費の欄に掲げ る事業とその経費を 記載する。	円	円	円	円	
合 計					

(注) 該当する事業についてのみ作成すること。

V 補助事業の完了予定年月日

VI 添付書類

- 1 事業実施主体の定款（定款のない団体にあつては、これに準ずるもの）
- 2 事業実施主体の当該事業年度の事業計画及び収支予算（これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるもの）
- 3 実施設計書
- 4 工事雑費内訳明細書（別紙）

※1 添付書類のうち、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱第5に基づき承認された事業実施計画の添付書類として提出したものは、添付を省略することができる。

※2 上記3・4の添付書類について、事業によって必要ない場合又は事業により作成するものは省略できる。

（別紙）

工 事 雑 費 内 訳 明 細 書

工種又は施設区分	工事雑費	うち旅費	うち食糧費
	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円
		内訳 〇〇会議出席 回数 〇回 人数 〇人 〇〇指導 回数 〇回 人数 〇人	内訳 〇〇会議費 回数 〇回 人数 〇人 〇〇説明会 回数 〇回 人数 〇人

（注） 工種又は施設区分ごとに記入すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

事業実施主体 殿

所在地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。
また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」には、指名停止の措置のほか、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令を含む。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第8関係）

令和〇〇年度農山漁村6次産業化対策事業補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

別表2の左欄に掲げる事業実施主体
の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に
掲げる者

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり変更したいので、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱第8の規定に基づき申請する。

記

（注1）記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金等の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

（注2）補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「事業変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

別記様式第4号（第11関係）

令和〇〇年度第〇四半期農山漁村6次産業化対策事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（別表2の左欄に掲げる事業実施主体
の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に
掲げる者）

官 署 支 出 官 〇 〇 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあったこの事業について、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

令和〇年〇月〇日現在

区 分	補助事業 に要する 経費	(A) 国庫補助 金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残額		事業完了予定 年月日	備 考
			金額	出来高	金額	〇月〇 日迄予 定出来 高	金額	〇月〇 日迄予 定出来 高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

- (注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
3 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

別記様式第5号（第12関係）

令和〇〇年度農山漁村6次産業化対策事業補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（別表2の左欄に掲げる事業実施主体
の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に
掲げる者）

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱第12の規定に基づき、その遂行状況（令和〇年〇月末日現在）を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況(令和〇年〇月〇日現在)				備 考
		令和〇年〇月〇日までに 完了したもの		令和〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事 業 費	出来高比率	事 業 費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注）1 区分の欄には、別記様式第1号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号（第12関係）

令和〇〇年度農山漁村6次産業化対策事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

別表2の左欄に掲げる事業実施主体
の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に
掲げる者

官 署 支 出 官 〇 〇 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があったこの事業について、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱第12の規定に基づき、令和〇年〇月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。
また、併せて金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

令和〇年〇月〇日現在

区 分	補助事業 に要する 経費	(A) 国庫補助 金	(B) 既受領額		遂行状 況報告 令和〇 年〇月 末日の 出来高	(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残額		事業完了予定 年月日	備 考
			金額	出来高		金額	〇月〇 日迄予 定出来 高	金額	〇月〇 日迄予 定出来 高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

- (注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
3 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

別記様式第7号（第13第1項関係）

令和〇〇年度農山漁村6次産業化対策事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

別表2の左欄に掲げる事業実施主体
の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に
掲げる者

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名

印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業
について、下記のとおり実施したので、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱第13第
1項の規定により、その実績を報告する。
（また、併せて精算額として〇〇〇円の交付を請求する。）

記

事業計画の承認申請にあたり提出した申請書と記載及び添付書類が重複し省略した場合は、
「記」以下を下記の（注）に置き替える。

- （注） 1 事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の
実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」（間接補助事業
者に対し間接補助金を交付している場合は、「なお、事業の実績内
容等は、交付申請の内容と同様であり、令和〇〇年〇〇月〇〇日に
交付を完了した。」）旨加筆し、事業計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書のコピ
ーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿
等の写しを添付すること。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要した 経費 (A + B)	負 担 区 分		備 考
		国 庫 補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇事業 ※農山漁村6次産業化 対策事業補助金交付要 綱の別表1の区分の欄 に掲げる区分及び経費 の欄に掲げる事業とそ の経費を記載する。	円	円	円	

- (注) 1 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
- 2 別表1のⅡ 農山漁村6次産業化対策地方公共団体事業の6次産業化都道府県サポート事業にあっては、負担区分欄の「その他」を「都道府県費」とすること。

4 事業の完了年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、3 経費の配分及び負担区分の「区分」欄の事業名とその経費を記載する。

6 添付書類

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- 2 間接補助事業者の間接補助金を交付している場合にあっては、記の5(2)の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。このほか、交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。
- 4 実績報告書の提出に際し、請求書により額の確定を行った経費については、補助金受領後1ヶ月を目途に事業者への支払いを励行するものとする。なお、支払いが完了した場合には、別途報告するものとする。

別記様式第8号（第13第3項関係）

令和〇〇年度農山漁村6次産業化対策事業補助金消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

別表2の左欄に掲げる事業実施主体
の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に
掲げる者

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった農山
漁村6次産業化対策事業補助金について、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱第13
第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|----------------------------------|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | (令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額） | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付
すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認でき
る資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定
する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第9号（第18第関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事業実施年度				令和 年度		農林水産省所管補助金名									
事業 種類	事業 の 内 容				工 期		経 費 の 区 分				処分制限期間		処分の状況		備 考
	事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分			耐用年数	処分制限 年 月 日	承 認 年月日	処分の内容	
								国庫補助金	都道府県費	その他					
							円	円	円	円					
	計														
	計														
	計														

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。

別記様式第10号（第19第関係）

令和〇〇年度
農林水産省所管

令和〇〇年度農山漁村6次産業化対策事業補助金調書

国			地方公共団体名										備考
			歳入			歳出							
補助事業名 ※1	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「補助事業名※1」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名※1」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。